

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和2年2月12日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）開始日時

令和2年3月10日午後2時15分

2 公売（入札）締切日時

令和2年3月10日午後3時00分

3 公売及び開札の場所

京都市伏見区深草向畑町93番地の1

京都市伏見区役所深草支所 4階会議室

4 公売の方法

入札

5 公売保証金の納付期限

令和2年3月10日午後2時40分

6 開札の日時

令和2年3月10日午後3時00分

7 売却決定の日時

令和2年3月17日午前11時00分

8 売却決定の場所

京都市伏見区深草向畑町93番地の1

京都市伏見区役所深草支所 4階会議室

9 買受代金の納付期限

令和2年3月17日正午

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

11 公売財産上の質権者，抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権，抵当権，先取特権，留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は，売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は，現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で，京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し，その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し，次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には，売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は，買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は，買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので，取得後の毀損，焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は，買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売財産は，いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (9) 公売財産の詳細を記載した公売広報は，各区役所・支所内の税務窓口，又は市税事務所納税室及び行財政局税務部収納対策課（京都市役所分庁舎1階）に備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財8

2 見積価額

30,100,000円

3 公売保証金

3,010,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市右京区嵯峨鳥居本化野町

地 番 12番16

地 目 宅地

地 積 499.17㎡

(2) 土地

所 在 京都市右京区嵯峨鳥居本化野町

地 番 12番56

地 目 宅地

地 積 172.56㎡

(3) 建物

所 在 京都市右京区嵯峨鳥居本化野町 12番地16

家屋番号 12番16

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 73.48㎡

2階 35.40㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、JR山陰本線「嵯峨嵐山」駅から道路距離で約2.0kmに北西方に位置しています。

- (2) 公売財産(1)及び(2)は隣接する土地です。2筆で、間口（北東側）約27m、奥行約25mの略台形地を形成しており、公売財産(3)の敷地として利用されています。北東側約24mが幅員約5.9mの、北西側約23mが幅員約5.8mの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号に該当）にそれぞれほぼ等高に接面し、北角に約3.5mのすみ切りが存在する角地です。接面部分はほぼ等高ですが、東向き下り緩傾斜の地勢のため、公売財産(3)の存する部分は北東側道路より約2～3mの高低差が生じています。
- (3) 公売財産(3)の建築時期は昭和46年頃であり、経年以上の摩滅・破損が認められるほか、維持管理の状況は不良です。
- (4) 公売財産(3)の未登記附属建物として、以下の建物が存在します。いずれも建築時期は不詳であり、コンクリート及びコンクリートブロックにより地面に定着しています。

ア 物 置

構 造 平家建

規 模 約9.7㎡

位 置 土地の南西端部

状 況 正面からの目視の範囲では大きな損傷箇所は確認できません。

イ 物 置

構 造 平家建

規 模 約10.4㎡

位 置 土地の北西端部

状 況 屋根の発錆やゆがみ、腐食、破損が見受けられ、著しく損傷しています。

ウ 温 室

構 造 平家建

規 模 約6.4㎡

位 置 土地の北西部

状 況 屋根及び壁材はガラス製ですが、ガラス板の一部が破損しています。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 第1種低層住宅専用地域、指定建蔽率30%、基準建蔽率20%、指定容積率50%、10m高度地区（風致地区の規制により8mに制限される）、風致地区（第1種）、北嵯峨・嵯峨野特別修景地域、土砂災害警戒区域、歴史的風土保存区域、宅地造成工

事規制区域, 日影規制(一), 屋外広告物規制区域第1種地域, 遠景デザイン保全区域(43)-3km以内, (16), (4), (11), (49)

(2) 文化財保護法周知の埋蔵文化財包蔵地(嵯峨遺跡)です。

※ 周知の埋蔵文化財包蔵地に関する届出についての問合せ先

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

TEL: 075-366-1498

(3) 公売財産(1)及び(2)には, 多数の樹木が繁茂しており, その枝が隣接地及び道路に越境しています。また, 南西端及び南東端に石仏が, 北西端に廃井戸が存在します。

(4) 所有者からの聴取によれば平成31年2月頃から現在まで公売財産(3)は空き家です。また, 公売財産(3)内部及び附属建物内部には, 大量の日常生活用品や廃棄物等が野積み状態で放置されています。

7 その他公売条件

(1) 境界の確定は, 隣接地所有者と行ってください。

(2) 公売財産内の動産等の処理は, 所有者等と協議してください。

(3) 公売財産(1), (2)及び(3)は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき, 一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL: 075-222-4103

(行財政局税務部収納対策課)